資料３－１－３

「エゾシカ緊急対策期間」に関する事業について

１　道における捕獲の推進

（捕獲実施箇所を増やすとともに、新たな取組も開始）

・指定管理鳥獣捕獲等

鳥獣保護区等の規制エリアでの捕獲

誘導捕獲のモデル実施と効果の検証

市町村と連携した効果的な捕獲

○　Ｒ５：12 地域（790 頭）　→　Ｒ６：13 地区（予定）

・捕獲困難地対策

市町村界など市町村による捕獲が進んでいない区域での捕獲

○　Ｒ５：４地区（138 頭）　→　Ｒ６：４地区（予定）

・越冬期集中捕獲【新規】

越冬個体が集結する場所における大量捕獲

○　Ｒ６：４カ所（試験捕獲３カ所、本格捕獲１カ所）

２　狩猟による捕獲の推進

（生息数への影響の大きいメスジカの捕獲増に誘導）

・エゾシカジビエ利用拡大等推進事業（狩猟個体搬入）【拡充】

事業参加狩猟者に対して、食肉処理施設への持ち込み対して支援金を支払い

○　Ｒ５：8,000 円／頭　→　Ｒ６：オス　8,000 円／頭

メス 10,000 円／頭

３　市町村による捕獲の推進

（生息数への影響の大きいメスジカの捕獲比率が高まる時期の捕獲増を誘導）

・エゾシカ緊急対策交付金【拡充】

国の交付金対象事業以外の独自財源による捕獲事業費について、地方交付税で措置されない２割の自主負担分の半額を道から交付

○　Ｒ６年２・３月捕獲分から、基本交付額　7,000 円／頭に加え

前年度実績より捕獲数の増加分について追加交付　8,000 円／頭　を設定

（４月～翌年１月捕獲分は 6,000 円／頭）